

○高橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、杉山委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和5年第3回定例会提出議案についてを議題といたします。認定第1号、認定第2号、認定第6号、認定第8号、認定第11号、議案第1号、議案第2号、議案第5号及び議案第7号ないし議案第10号の以上12件につきまして、理事者から説明願います。

○稲田税務部長 認定第1号、令和4年度旭川市一般会計決算のうち、税務部所管分につきまして御説明申し上げます。

まず、市税歳入につきまして御説明させていただきます。市税決算説明資料の1ページ、2ページをお開きください。表の下から3行目の合計欄になりますが、予算現額404億円に対しまして、収入額が404億8千117万7千984円で、差引きが8千117万7千984円の増、率にして0.2%の増となっております。予算額と比較し、増となった主な税目を申し上げますと、まず、表の上から1行目、市民税でございますが、予算現額175億8千38万6千円に対し、収入額176億1千650万3千502円で、差引き3千611万7千502円の増、率にして0.2%の増となっています。この主な要因としましては、特に、法人市民税で収入額が見込みを上回ったことによるものでございます。また、表の中段、市たばこ税でございますが、予算現額30億80万9千円に対し、収入額30億3千545万2千858円で、差引き3千464万3千858円の増、率にして1.2%の増となっています。この主な要因としましては、たばこの売渡し本数が見込みを上回ったことによるものでございます。

なお、市税全体での収入率につきましては、2ページの収入率欄の下から3行目にありますとおり、市税全体で97.47%となっており、前年度の97.18%と比べ、0.29ポイントの増となっています。収入率が上昇した主な要因としましては、徴収に当たり、きめ細やかな納付相談や納付資力に応じた滞納整理に努めることなどにより、滞納繰越額の圧縮が図られたことによるものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。各会計歳入歳出決算事項別明細書の88、89ページをお開きください。表の下段部分が税務部の所管事業となっております。2款2項徴税費の決算総額でございますが、予算現額17億3千465万4千円に対し、支出済額16億8千107万7千914円で、執行率96.9%となっています。

このうち、税務部が所管する主な臨時事業であります。まず、ページをめくっていただいた91ページの備考欄中、頭にアスタリスクがついている事業費の上から6つ目、ふるさと納税推進費11億5千815万2千523円でございます。令和4年度は、寄附金の使途の見える化や返礼品の充実など、従前からの取組をさらに進めるほか、道内外におけるPRイベントへの出展や、ポータルサイト内における検索連動型広告の実施などにより、寄附実績の向上に努めたところでございます。令和4年度の寄附の実績としましては、寄附件数が延べ13万7千524件、前年度と比較して約5.8%の増、また、寄附金額につきましては22億4千368万2千19円、前年度と比較して約16.5%の増となっています。

次に、同じく2款2項2目中、その他、決算額の比較的大きいものとして、税総合オンラインシステム整備費がございます。令和4年度においては税制改正に伴うシステム改修等を行い、1億3千271万5千円を執行したところでございます。

以上、概略であります。令和4年度一般会計決算についての説明となります。

続きまして、議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、税務部所管分につきまして御説明申し上げます。補正予算書の9ページを御覧ください。2款2項2目賦課徴収費に記載の徴収事務費3千731万6千円でございます。こちらは、法人市民税等において確定申告や減額更正があった場合の過年度分の還付に要する費用を計上している事業費であります。本年度は特に、事業者からの確定申告によって生ずる法人市民税の還付金が当初の見込みを上回り、予算額に不足が生じることが見込まれますことから、補正措置を講じようとするものでございます。財源は全額、一般財源となっております。

以上が税務部所管に関わります補正予算の概要でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○林市民生活部長 認定第1号、令和4年度旭川市一般会計決算の認定についてのうち、市民生活部所管分について御説明いたします。

資料はございませんけれども、部全体の歳入、歳出です。

まず、歳入であります。予算現額7億3千378万円に対し、収入済額は7億3千992万4千225円となっております。歳入の主な内容といたしましては、16款使用料及び手数料が2億4千764万3千644円、17款国庫支出金が2億8千510万1千248円などとなっております。

次に歳出ですが、予算現額15億3千20万7千円に対し、支出済額14億2千302万9千330円、繰越額832万6千120円であり、不用額は9千885万1千550円、執行率では93.0%というふうになっております。

続いて、市民生活部が所管する事業ですが、経常費24事業、臨時事業費24事業の合わせて48事業ですが、主なものについて御説明いたします。

令和4年度主要施策の成果報告書の57ページを御覧ください。まず、旭川を前進させていくための9つのビジョンの中で、(9)の市制施行100年のうち、市民の日記念事業費です。こちらは、魅力と活力に満ちたまち・旭川の実現のため、市民一人一人がふるさと旭川への愛着と誇りを育むとともに、まちづくりについて考え、共有する機会を提供するといったもので、事業費としては65万9千491円を執行しております。こちらの事業に関わっては、8月1日の市民の日に合わせてあさひかわ市民活動見本市などを開催しております。

続いて、61ページを御覧ください。2、市役所改革の市民課窓口ICT化推進費です。この事業は、証明書交付手数料などのキャッシュレス決済、窓口支援システムを円滑に運用するなど、市民課窓口のICT化を推進するもので、事業費としては4千841万4千637円を執行しております。令和4年度は、市民課、それから各支所に窓口支援システムを設置したほか、事前申請システム、おくやみ版を導入いたしまして、手続の時間を短縮するなど、サービスの向上を図ってまいりました。

次に、事項別明細書の85ページを御覧いただければと思います。2款総務費、1項総務管理費、5目市民活動費、地域情報共有プラットフォーム開発費です。こちらは、地域主体のまちづくりの推進に向けて、地域における情報共有の充実、それから地域活動の活性化を図るため、IT技術を

活用した地域情報共有プラットフォーム、いわゆる「あさひかわ 暮らしのアプリ」を開発したもので、事業費としては1千743万5千692円を執行しております。市政情報の発信ですとか町内会活動の負担軽減のため、電子回覧板の機能などを搭載した、スマートフォン、あるいはタブレット上で活用できるアプリとなっております。

続きまして、議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、所管分について説明いたします。

まず、補正予算書9ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、5目市民活動費、地域情報共有プラットフォーム運営費520万8千円です。こちらは、地域情報共有プラットフォーム「あさひかわ 暮らしのアプリ」に関わって、町内会支援に関する機能を中心としてモデル町内会から意見をいただきましたが、こちらの意見を踏まえ、利便性向上のために改修するとともに、このアプリの機能充実を含む全国の地域コミュニティ活動の先進事例、こちらを調査研究するための費用について補正しようとするもので、財源につきましては、全額一般財源で措置しております。

次に、11ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、7目農村施設管理費、農村地域センター管理費89万3千円です。これは、旭正農業構造改善センターの畜産加工に係る腸詰め機の長期間使用による劣化に伴いまして、入替えに要する費用として補正をしようとするもので、財源については、全額一般財源で措置しております。

次に、議案第7号、旭川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、スマートフォンなどの移動端末設備に搭載の電子証明書を利用してコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書の交付を申請し、受け取ることができるようにするため、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○金澤福祉保険部長 本定例会に提出している議案のうち、福祉保険部所管に係る事項につきまして、順次、御説明申し上げます。

初めに、認定第1号、令和4年度旭川市一般会計決算の認定でございます。

本日、資料はございませんが、決算の概要について御説明をいたします。

福祉保険部の歳入総額でございますが、予算現額359.2億円に対し、収入済額344.3億円であり、その大部分が国庫支出金で265億円となっております。

次に、歳出総額でございますが、予算現額617.3億円に対し、支出済額586.2億円であり、執行率は95.0%、一般会計全体に占める割合は31.3%となっております。この支出済額586.2億円から、新型コロナ・物価高騰緊急対策分63.9億円を差し引いた522.3億円のうち、扶助費、特別会計繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金を合わせた492億円は簡単に削減することが困難なもので、94.2%を占めております。なお、翌年度繰越額は0.1億円、不用額は31億円となっております。

それでは、福祉保険部が所管しております経常費32事業、臨時費68事業の合わせて100事業のうち、その主な事業について、主要施策の成果報告書に基づき御説明を申し上げます。

22ページを御覧ください。3款1項3目老人福祉費の高齢者等除雪支援事業費です。決算額は

378万円です。これは、自力または家族での除雪が困難な高齢者、身体障害者の世帯を対象とする住宅前道路除雪において、地域の支え合いによる除雪体制を構築する事業で、令和4年度は70団体、337人の協力により、419世帯の住宅前道路除雪を実施しております。

次に、28ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の地域共生社会推進費です。決算額は6千28万4千円です。これは、様々な困り事を抱える市民の発見から適切な福祉サービスへのつなぎ、社会参加に向けた支援を包括的に行うため、地域まるごと支援員を配置するもので、民生委員や相談支援機関と連携を図りながら、212人に対して個別支援を行い、そのうち140人について一定の課題解決に至りました。

次に、29ページを御覧ください。3款1項3目老人福祉費の地域介護予防活動支援事業費です。決算額は556万5千円です。これは、高齢者が自主的に活動を行っているサークル等へ運動に関するインストラクターを派遣するもので、70団体に延べ132回の派遣を行い、介護予防活動の普及に努めたところでございます。

次に、68ページと69ページを御覧ください。3款1項3目老人福祉費の介護サービス等事業者物価高騰対策支援金、2目障害者福祉費の障害福祉サービス等事業者物価高騰対策支援金、2項2目児童措置費の障害児通所支援等事業者物価高騰対策支援金です。決算額は合わせて8千719万4千円です。これは、介護サービス等事業者などに対し、事業運営に必要な燃料費や食材費等の経費が高騰していることから、その経費の一部を支援するため、976事業所に対し、物価高騰対策支援金を支給しております。

次に、70ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の住民税均等割のみ課税世帯給付金支給費です。決算額は5億9千208万9千円です。コロナ禍における原油価格・物価高騰等に対する生活支援として、国の事業の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象とならない住民税均等割のみが課税されている5千651世帯に対し、市独自に給付金を支給しております。

次に、71ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の福祉灯油・物価高騰対策給付金支給費です。決算額は9億5千729万円です。これは、コロナ禍における原油価格、食料品価格等の高騰により、とりわけ大きな影響を受け、生活に困窮されている4万6千632世帯に対し、暖房用灯油の購入費等に充てるための給付金1万円と合わせまして、道の補助金を活用して、物価高騰対策としての給付金1万円を支給しております。

続きまして、認定第2号、令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定であります。決算事項別明細書の160ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額349億5千286万7千円に対し、歳出総額が346億2千499万6千円であり、実質収支は3億2千787万1千円の剰余となっております。会計全体の収入率は97.3%、執行率は96.4%となっております。

続きまして、認定第6号、令和4年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定でございます。196ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額367億9千806万7千円に対し、歳出総額が360億3千453万6千円であり、実質収支は7億6千353万1千円の剰余となっております。会計全体の収入率は99.0%、執行率は96.9%となっております。

続きまして、認定第8号、令和4年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定であります。208ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額56億4千390万7千円に対し、

歳出総額が56億4千39万8千円であり、実質収支は350万9千円の剰余となっております。会計全体の収入率は98.8%、執行率は98.7%となっております。

続きまして、議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算であります。

補正予算書の9ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の障害者自立支援給付費と自立支援医療費支給費につきましては、前年度に交付を受けた道負担金の精算に伴う償還金として、それぞれ4千681万円、357万7千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、障害福祉サービス等ICT活用推進費につきましては、障害福祉サービス事業所等に対し、ICT等導入経費を助成するため、684万5千円を補正します。財源は、国庫支出金が451万5千円、一般財源が233万円です。

次に、3目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金につきましては、財産処分等に伴う国への返還金として149万2千円を補正します。財源は、全額が諸収入です。

次に、10ページの2項2目児童措置費の障害児通所給付費につきましては、前年度に交付を受けた道負担金の精算に伴う償還金として、1千154万円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、障害児安心安全対策補助金につきましては、送迎用バスへの安全装置の導入を行う事業所に対し、その経費を助成するため、1千937万9千円を補正します。財源は、全額が国庫支出金です。

続きまして、議案第2号、令和5年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の18ページを御覧ください。6款1項3目の償還金につきましては、前年度に交付を受けた支払基金交付金と道支出金の精算に伴う償還金として、2億1千617万4千円を補正します。財源は、全額が基金繰入金です。

続きまして、議案第8号、旭川市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、道路運送法の一部改正に伴う引用条項の整備を行おうとするものでございます。施行日は令和5年10月1日としております。

以上、よろしく願いいたします。

○向井保健所地域保健担当部長 本定例会に提案しております議案のうち、保健所所管に関わる事項について、順次、御説明を申し上げます。

初めに、認定第1号、令和4年度旭川市一般会計決算の認定のうち、保健所が所管します決算の概要について御説明をいたします。

本日、資料はございませんが、まず、歳入でございます。当初予算額17億569万円に新型コロナ関連予算の補正、73億5千511万8千円を加えた予算現額90億6千80万8千円に対し、収入済額71億4千24万7千678円で、収入率が78.8%となっております。差引き額の19億2千56万322円につきましては、そのほとんどが新型コロナウイルス感染症関連の道支出金となっております。収入済額の主なものといたしましては、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で16億6千253万6千円、道支出金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で26億5千754万5千円、使用料及び手数料のと畜検査等手数料が5千585万800円となっております。

続きまして、歳出でございますが、当初予算額30億4千832万1千円に新型コロナ対策関連

の補正等90億9千799万7千円を加えた予算現額121億4千631万8千円に対し、支出済額86億9千918万4千971円で、執行率71.6%となっております。なお、不用額の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症関連となっております。

続きまして、歳出の事業費別の状況でございますが、保健所所管分の経常費が22事業と臨時費19事業、計41事業のうち、主な7事業につきまして、歳入歳出決算事項別明細書に基づき御説明を申し上げます。

初めに、事項別明細書の104ページ、105ページを御覧ください。105ページの右端の備考欄、中段になりますけれども、4款1項2目、がん対策費2億4千944万5千829円でございます。本事業は、がんの早期発見、早期治療により、がんによる死亡者の減少や、がん予防に係る知識の普及啓発等により市民の健康意識の向上及び健康寿命の延伸を目指すもので、昨年度は、延べ5万5千864人に対し、各種がん検診等を実施したものでございます。

続きまして、その4つ下になります。予防接種費6億9千808万124円でございます。本事業は、予防接種法に基づき定期の予防接種を円滑に実施することで、個人の発病予防及び重症化の防止、さらに集団での蔓延予防を図るものであり、昨年度は、計16疾病に対するワクチン接種等を延べ10万3千591人に対し実施しております。

続きまして、その8つ下になりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策費20億3千900万3千634円でございます。本事業は、新型コロナウイルス感染症の予防、感染拡大防止及び治療の促進を図ることを目的とし、予防啓発、発生対応、疫学調査、患者の移送や医療費の公費負担等を行っております。

続きまして、その3つ下になりますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業費30億4千780万578円でございます。本事業は、新型コロナの発症予防及び蔓延防止のため、新型コロナワクチンの接種を行ったもので、市内約180の医療機関と5か所の集団接種会場で接種を行い、高齢者施設巡回接種やバス送迎接種、予約サポートセンターの開設などの接種促進の取組を進めながら、令和4年度末までに、生後6か月以上の市民に延べ102万9千12回の接種を実施しております。

続きまして、そのすぐ下でございますが、新型コロナウイルス感染症軽症者等支援事業費21億2千260万77円でございます。本事業は、自宅で待機することとなった患者の療養生活を支援するため、自宅療養セットの配付やかかりつけ医による健康観察、パルスオキシメーターの配付等を行っております。

続きまして、昨今の物価高騰に対する緊急支援として実施いたしました2事業について、御報告をいたします。

まず、先ほどの軽症者等支援事業費のすぐ下になりますが、医療提供施設等物価高騰対策支援費6千904万7千304円でございます。本事業は、エネルギーや食材費などの物価高騰により影響を受けている病院等の医療提供施設などに対し、新型コロナや季節性インフルエンザの同時流行期における地域医療の安定、維持を図ることを目的に実施したものであり、759施設に対し、合計で6千888万7千円の支援金を給付しております。

続きまして、2つ目でございますが、4款1項3目の備考欄の一番下にあります普通公衆浴場燃料価格等高騰対策費384万円でございます。本事業は、物価統制令によって入浴料金が統制され

ている市内14の普通浴場の営業者に対し、燃料価格等の高騰の中においても衛生的管理を確保しながら事業を継続できるよう、燃料価格等高騰分の一部を支援したものでございます。

以上が、概括的ではございますが、保健所所管分の令和4年度決算の概要でございます。

続きまして、議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして御説明を申し上げます。一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の10ページを御覧ください。

まず初めに、中段になりますが、4款1項2目、新型コロナウイルス感染症対策費についてでございます。本事業は、5月8日の5類移行に伴いまして、令和5年度分の入院医療費の公費負担や、患者の移送業務等の執行額が確定しましたことから、8千652万6千円を減額するとともに、相談窓口の継続に係る費用や、執務室の借り上げ継続に係る事務費など4千127万円を追加し、差引き4千525万6千円の減額補正をしようとするものでございます。なお、追加分のうち相談窓口継続分の財源につきましては、全額道支出金となっております。

次に、その下になります。新型コロナウイルスワクチン接種事業費についてでございます。本事業は、令和5年9月20日から令和6年3月31日までに実施する令和5年秋開始接種などに必要となる事業費、個別接種促進事業の期間延長に伴う費用及び国の予防接種健康被害救済制度において認定を受けた方に対する給付の費用として、3億4千541万1千円を計上するものでございます。なお、財源は国庫支出金と道支出金となっております。

以上が今回提案しております保健所所管分の補正予算の概要でございます。

最後になりますが、条例の改正について御説明を申し上げます。議案第9号、旭川市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、令和5年6月14日付で、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の公布により、旅館業の事業譲渡において市長の承認を受けた場合、譲受人は、新たに許可を受けることなく承継が可能となりましたことから、当該事務に関する事項を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。条例の改正内容といたしましては、事業譲渡・承継に係る規定の追加及び引用条項における条項ずれの整理となっております。

なお、施行日につきましては、改正法の施行日と改正条例公布の日のいずれか遅いほうとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○富岡環境部長 第3回定例会の提出議案であります認定第1号、令和4年度一般会計決算の認定のうち、環境部所管分につきまして御説明いたします。

まず、歳入でございますが、予算現額15億3千701万2千380円に対し、収入済額は15億5千543万7千260円、差引き1千842万4千880円の増となっております。主な増の要素でございますが、ペットボトル有償入札拠出金におけるペットボトルの落札単価、清掃工場発電余剰電力売電収入における売電単価及びリサイクルプラザ資源物売払い収入におけるスチール缶、アルミ缶及び金属くずの売却単価が見込みを上回ったことによる増となっております。主な減の要素でございますが、家庭ごみ処理手数料におけるごみ袋等の販売数が見込みを下回ったことによる減となっております。

次に歳出ですが、予算現額36億2千130万2千666円に対し、支出済額は35億8千165万4千327円、不用額は3千964万8千339円で、執行率は98.9%となっております。

それでは、決算事項別明細書104ページを御覧いただきたいと思います。上から3段目、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費の主な事業について御説明をいたします。

105ページ、環境衛生費の備考欄の下から10番目を御覧いただきたいと思います。初めに、鳥獣対策費でございます。決算額550万5千525円につきましては、繁殖期の威嚇行為を行うカラスや、人の生活圏に出没するヒグマの対策を実施したものでございます。令和4年度は、令和3年度にヒグマが市街地の河川敷に進入した事案を踏まえ、進入経路と想定される美瑛川の河川敷において、電気柵の設置や草刈りの実施とともに、センサーカメラとネットフェンスによる侵入監視等の対策に取り組んでまいりました。こうした対策により、令和4年度は市街地の河川敷にヒグマの出没はなかったところでございます。

次に、その5つ下、地球温暖化対策推進費でございます。決算額633万4千17円につきましては、地球温暖化対策の普及啓発を行うもので、令和4年度は、北彩都エリアで市制100年の記念とゼロカーボンの思いを再認識していただくため、エゾヤマザクラ100本の植樹やメッセージボードの設置等を行ったところでございます。

続きまして、その1つ下、地域エネルギー設備等導入促進費及びその下の地域木質バイオマス活用促進事業費でございます。これは、市民及び市内事業者による再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入に係る費用の一部を補助するものでございます。決算額は、それぞれ739万211円と458万1千円となっており、令和4年度は当初予算に加え、第2回定例会で補正予算を組み、両事業合わせて69件の補助を行っております。

次に、106ページの上から3段目、4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費の主な事業について御説明いたします。

107ページ、じん芥処理費の備考欄の上から9つ目、清掃工場管理費でございます。決算額4億7千306万3千126円につきましては、燃やせる家庭ごみ・事業系ごみの安定的な焼却処理とともに、焼却処理で発生したエネルギーの有効活用を図る施設の維持管理を行うものでございます。昨年度発生した、1号炉の煙突からさびが飛散した際には、フラッシングによる清掃委託を実施するなどの対応を行っております。

続きまして、その3つ下、ごみ収集運搬費でございます。決算額13億5千3万8千403円につきましては、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみなど、各家庭からごみステーションに排出されたごみを収集するため、民間の収集運搬業者12社に対し、委託契約を実施したものでございます。

続きまして、その8つ下の不法処理防止等推進費でございます。決算額323万7千488円につきましては、不法投棄の防止を目的に、ボランティア協力員によるパトロール、監視カメラ及び啓発のぼりの設置等による対策を行ったものでございます。

次に、同じ枠内の下から4つ目、缶・びん等資源物中間処理施設整備費でございます。決算額5千330万814円につきましては、現在の近文リサイクルプラザに代わる（仮称）旭川市リサイクルセンターの実施設設計のほか、建設地の地質調査を実施したものでございます。

次にその下、ごみ減量アクション推進費でございます。決算額117万5千563円につきましては、2Rの意識を醸成するため、おもちゃの修理や交換等を行う子ども向けの体験型イベントを開催したほか、市ホームページ内の旭川市食品ロス削減ポータルサイトを活用した家庭向けの調理

動画の配信等を行ったものでございます。

次に、その下、近文清掃工場基幹的設備改良事業費でございます。近文清掃工場は、平成8年の供用開始から約50年間の運用を目途とした改良工事の実施に向けまして、現在、長寿命化総合計画の策定に取り組んでいるところであり、決算額842万2千613円につきましては、この策定に必要な設備等の機能診断調査を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 令和5年第3回定例会提出議案のうち、市立旭川病院所管分につきまして、順次、御説明を申し上げます。

まず、認定第11号、令和4年度旭川市病院事業会計決算につきまして、配付資料、令和4年度病院事業会計決算の概要、A4横1枚の資料になりますけれども、こちらに基づき御説明を申し上げます。

資料を御覧ください。最初に、資料上段の(1)年間患者数及び(2)1日平均患者数になりますが、入院では、予算11万1千325人に対し8万2千39人、1日当たりで、予算305人に対し224.8人、外来では、予算22万7千934人に対し20万8千214人、1日当たりで、予算938人に対し856.8人となっております。また、上段右の(3)主要な建設改良事業につきましては、建物で構内交換設備更新工事等を実施したほか、医療機器では放射線治療装置や全自動細菌同定感受性検査装置等を整備しております。

次に、その下の(4)予算決算比較の表になりますが、まず、上段の収益的収支につきましては、病院事業収益では、決算額127億1千978万4千785円で、主に本院医業外収益の増によりまして、予算に対し4億1千963万785円の増となっており、病院事業費用では、決算額120億6千988万9千567円で、主に本院医業費用の減によりまして8億5千307万6千433円の不用額を生じております。以上の結果、表の右側にありますとおり、純利益は6億4千778万7千738円、未処理欠損金は119億303万1千638円となったところでございます。

次に、下段の資本的収支につきましては、資本的収入では、決算額15億2千267万5千400円で、主に企業債の減によりまして、予算に対し2億2千454万8千960円の減となっており、資本的支出では、決算額18億9千795万9千999円、翌年度繰越額773万9千円で、主に建設改良費の減によりまして2億1千971万7千901円の不用額を生じております。なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をしております。

最後に、実質的な収支となります資金収支になりますが、資料の右下欄外に記載をしておりますとおり、当年度資金収支につきましては3億9千754万5千695円、当年度末資金残高につきましては20億6千860万5千306円となったところでございます。

決算については以上でございます。

続きまして、議案第5号、令和5年度旭川市病院事業会計補正予算につきまして御説明を申し上げます。補正予算書の24ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、令和2年度及び令和3年度に交付済みの新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のうち、病床確保料に関わる補助金の返還に伴う特別損失の増額のほか、債務負担行為の限度額の変更を行おうとするものでございます。24ページの実施計画にお示ししておりますとおり、支出の部、1款病院事業費

用、4項特別損失、1目過年度損益修正損で4千622万円を追加しようとするものでございます。また、債務負担行為の変更につきましては、次のページになりますが、25ページの債務負担行為に関する調書にお示ししておりますとおり、自動火災報知器更新工事費における限度額を、機器費、労務費等の増に伴い、2億5千万円から3億2千万円に変更しようとするものでございます。

補正予算については以上でございます。

最後に、議案第10号、市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。議案書を御覧ください。本件につきましては、令和4年度の診療報酬改定により新設されました紹介受診重点医療機関につきまして、このたび、当院が北海道からの指定を受け、8月1日に公表されましたことから、選定療養費を国が定める金額に改定するもので、非紹介患者初診加算額をこれまでの1千100円から、医科で7千円、歯科で5千円とし、また、再診患者加算額を新設し、医科で3千円、歯科で1千900円とするとともに、その他、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年2月1日としております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和5年第3回定例会提出議案に関わる事項であります、庁用自動車による交通事故について、(仮称)旭川市リサイクルセンター(A)新築工事等に係る変更契約の締結についての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○富岡環境部長 報告第3号、専決処分の報告につきまして、総務常任委員会の所管ではございますが、環境部に関わりがございまして御報告申し上げます。

本年7月26日、クリーンセンター職員が運転する小型貨物車が、市内7条通7丁目の市道を左折し、路肩に寄せて走行していたところ、道路標識と接触したものであり、市の負担割合を100%とし、その損害賠償の額を15万4千円と定め、本年8月29日に専決処分したものでございます。このたびの事故は前方不注意によるものでございまして、運転に集中していれば防ぐことができたものと考えております。今後は、周囲の状況の確認、安全運転の励行などより一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

引き続きまして、報告第5号、専決処分の報告につきまして、こちらも総務常任委員会の所管ではございますが、整理番号1から5につきましては(仮称)旭川市リサイクルセンターに係る工事契約でございまして、環境部に関わりがございまして御報告を申し上げます。

本件は、令和5年3月24日に議決をいただきました、(仮称)旭川市リサイクルセンター(A)新築工事ほか4工事につきまして、労務単価の改定に伴い、いずれも契約金額を増額する変更契約を締結したものでございます。その内容でございますが、1番、(仮称)旭川市リサイクルセンター(A)新築工事につきましては、契約金額7億2千820万円を7億4千175万1千5

85円に、2番、(仮称)旭川市リサイクルセンター(B)新築工事につきましては、契約金額7億620万円を7億1千719万3千717円に、3番、(仮称)旭川市リサイクルセンター新築機械設備工事につきましては、契約金額2億3千831万5千円を2億4千304万6千886円に、4番、(仮称)旭川市リサイクルセンター新築電気設備工事につきましては、契約金額2億20万円を2億287万7千759円に、5番、(仮称)旭川市リサイクルセンター新築資源物中間処理設備工事につきましては、契約金額5億9千730万円を5億9千796万9千630円に改め、いずれも令和5年8月3日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項につきまして、まず、(仮称)第5期旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画骨子(案)に対する意見提出手続の実施について、福祉タクシー利用料金等助成事業の見直し案に対する意見提出手続(パブリックコメント)の実施についての以上2件につきまして、理事者から報告をお願いいたします。

○金澤福祉保険部長 初めに、(仮称)第5期旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画骨子(案)に対する意見提出手続の実施につきまして、御報告いたします。お手元に意見提出手続の資料を配付しておりますが、右肩に意見提出手続と記載した資料の1枚目を御覧ください。

初めに、本計画の趣旨についてであります。本市ではこれまで、地域福祉の推進について、地域福祉計画を策定するとともに、令和4年4月に制定した旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例に基づき、市民が世代や分野を超えてつながり、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく地域共生社会の実現に向けた取組を進めているところであり、現行の第4期計画については、今年度の令和5年度をもって計画期間を満了することから、次期計画を策定しようとするものでございます。なお、策定に当たりましては、新たな取組として、旭川市社会福祉協議会が策定している地域福祉に関する住民等の活動計画である地域福祉活動計画と一体的な計画とし、市社協との協働により策定作業を進めているところでございます。

続きまして、計画骨子案の概要についてであります。資料の最後のA3版の骨子(案)10ページ、現行計画の実績、旭川市の地域福祉に関する現状と課題、解決に向けた方向性、本計画の体系図を御覧ください。この体系図では、左側の現行の第4期地域福祉計画等の実績と、中央の現状と課題及び課題解決に向けた方向性を踏まえ、右側の次期計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、基本理念を掲げ、4つの目指す地域像を設定し、新たに条例に基づく推進の主体である市民、事業者、地域活動団体や関係団体、市社協と市の役割について規定していると考えております。基本理念の「普段の暮らしの中で誰もがその人らしくしあわせに生きるためのあたたかいつながりが育まれる地域」については、昨年度、旭川未来会議2030、福祉分野ワーキンググループから提唱された2030年の旭川のあるべき姿を踏まえたものであります。今回の意見提出手続では、意見提出手続制度における構想段階での市民参加の取組の導入の

趣旨を踏まえ、本計画の構想段階である計画骨子に対して意見提出手続を実施し、計画の核心部分に関して広く意見を反映させることにより、全ての個人や団体と地域福祉の推進に向けた方向性を共有し、協働して地域共生社会の実現を目指していきます。

次に、計画策定のスケジュールについてであります。骨子（案）の4ページの下段を御覧ください。本意見提出手続につきましては、9月20日から10月20日までを期間として、福祉保険課、市政情報コーナー、各支所・公民館のほか、地区センター、住民センターなどのコミュニティー施設や、市の福祉施設でも資料を配付するとともに、市ホームページへの掲載により幅広く意見を募集いたします。その後、寄せられた御意見等を踏まえ、必要な修正を行い、計画骨子を確定した上で、計画骨子に内容を肉づけする形で策定作業を進め、附属機関等での審議を経て、来年3月下旬を目途に決定したいと考えております。

続きまして、福祉タクシー利用料金等助成事業の見直し案に対する意見提出手続の実施につきまして、御報告いたします。

資料を3枚めくった福祉タクシー利用料金等助成事業の見直し案の1ページにお示ししているとおり、本事業は、障害者の外出機会や社会参加の促進を図ることを目的に、昭和54年から実施しており、外出に支障のある在宅で暮らす重度の障害者に対して、1枚600円のタクシー乗車券、自動車燃料給付券、両方に使用できる共通券を年間24枚、1万4千400円分を交付しております。しかし、2ページにお示ししているとおり、事業開始から44年が経過し、現在の制度では、他都市の同様の制度と比較すると助成額が少ないこと、また、障害が複数あり、移動に支障のある重度障害者が対象とならない場合があるなどの課題があるため、対象者や助成額などを見直し、真に交通費の助成を必要としている方々がこれまで以上に社会生活が充実できる制度となるよう、見直し案を作成したところでございます。

主な変更点といたしましては、同じく2ページの下段、見直し案のポイントから3ページの見直し案にお示ししているとおり、対象者について、身体障害者手帳の個別等級での判断から総合等級での判断に見直し、対象者を拡充するとともに、精神障害者保健福祉手帳所持者につきましては、新たに2級所持者まで対象を拡大し、対象者数は現在の4千708人から8千467人に増加する見込みでございます。また、現在共通券として交付しているものを、タクシー乗車券と自動車燃料給付券と2つに分けてどちらか1つの選択制とし、タクシー乗車券は2万2千500円、自動車燃料給付券は7千500円とするものでございます。

見直し案の作成に当たりましては、5ページにお示ししているとおり、令和3年から、対象者へのアンケートの実施、旭川市社会福祉審議会審査部会委員や旭川障害者連絡協議会の構成団体である15団体との意見交換、また、旭川市社会福祉審議会障害者専門分科会にて審議を行うなど、本事業に対する様々な御意見、御要望をお聞きしながら検討してまいりました。この見直し案は、平成27年度の行政評価に基づき、今後予定している水道料金・下水道使用料減免制度の見直しに伴う代替施策案としても、庁内関係部局による協議、調整を重ねてきたものでございます。

本件につきましては、9月1日から10月2日までを期間として、市政情報コーナーや各支所・公民館、障害者福祉センターおびつた、障害福祉課などで資料を配付しておりますほか、市ホームページへの掲載により幅広く意見を募集しております。

今後につきましては、事業の見直しや代替施策に対してお寄せいただいた御意見等を踏まえまし

て、よりよい事業を構築できるよう検討してまいります。

以上、よろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 ずっと黙って聞いていると体に悪いので、ちょっとだけ。第5期の旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画骨子（案）、この意見募集について、ちょっとだけですので安心していただければと思うんですが。おたずねします。

一つは、地域福祉計画ということで、地域福祉、その福祉の部分は、様々な計画とか、上位計画とか、いろんなものに連動していると思うんですね。それがなかなか分かりにくいので、市の総合計画の福祉部分とか、それから、高齢者のほうであれば高齢者福祉計画とか、介護保険の事業計画とかを持っている、その高齢者部分は。

それで、今回の地域福祉ということなんですけれども、その基になる様々な上位の計画との関係はどうなっているのか、それぞれのすみ分けとか連携とか、どのように図っているのかなということの一つ聞きたいと思います。

○古川福祉保険部福祉保険課主幹 地域福祉計画とその他の計画との関連性についての御説明をさせていただきます。

福祉に関する計画、高齢者分野、障害者分野、様々ございまして、そのうちの地域における福祉活動、いわゆる公的福祉ではなくて、住民福祉、市民側の自主的な活動であったり、地域福祉、地域活動に関わる部分に関して、共通した項目をこちらの計画で定めるものとしております。このため、各分野は、公的福祉の分野と地域福祉の分野が混在しておりますが、地域福祉という視点においては共通して、この地域福祉計画に基づきまして、例えば障害者分野でありましても、高齢者分野でありましても、同じようなスタンスで臨むというような、横串を刺すような計画として位置付けております。なので、地域という視点におきましては、上位計画という側面はございますが、公的福祉を含めると、その部分の単一分野において横串を刺すという性質になっておりまして、今後策定予定である障害者の計画であったり、高齢者の計画におきましても、地域の分野におきましては、このたび策定する地域福祉計画と共通の認識に立って進めていくような形になると認識しております。

○能登谷委員 なかなか分かりやすい説明だったと思うんですね。市民側の福祉で、地域を横串にしたものだという事ですのでごく分かりやすいと思いました。ただ、様々な計画、市民の側でみんな計画を分かってやっていけということにはならないので、福祉全体、特に民生・児童委員なんかは地域で活動していますけれども、いろんなことをしなきゃならないですよ、高齢者のことも障害者のことも生活困窮者のこともね。だから、全部の計画を理解しろということにはならないと思うんですけども、それが最終的に地域福祉計画に表れたときに、それを踏まえていろいろ意見を募集するわけで、意見を言ってくれといってもなかなか難しいと思うんですよ。それこそ、民生・児童委員とかいろいろ関わっている人は出しやすいのかもしれないんですけども。そのときに、たくさん、いろいろ関係している人がいながらも、この手のものってなかなか意見が集まってこないと思うんですね、パブコメをやってもほんの少ししか意見が来ないとか。なので、意見を様々いただけるような努力ということは、特にこれについてはあるのかどうか、そこを最後に伺いたいと思います。

○古川福祉保険部福祉保険課主幹 計画に関しまして、意見の聴取方法について御説明させていただきます。

まず、先ほどお話のありました、民生委員・児童委員及び地区社会福祉協議会の方々につきましては、この骨子案をつくる前の段階でアンケート調査を行っているところでございます。これ以降の動きにつきましては、骨子案に基づきまして、各地区に設置しておりますまちづくり推進協議会のほうに個別に説明に回らせていただきたいと思いますと考えておりまして、その中で、また改めまして御意見等を聴取するような予定で考えているところでございます。

○能登谷委員 分かりました。

アンケートをもらったりとか、いろいろ努力しているということなので、この件は、それこそ民生・児童委員の方とか、町内会の方も含めて、いろんな方に御協力いただいている課題なので、ぜひ、いろんな人からやっぱり意見もいただけるような努力を最後まで続けてほしいなということだけ申し上げて、終わりたいと思います。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、第3次健康日本21旭川計画の策定について、理事者から御報告をお願いいたします。

○向井保健所地域保健担当部長 第3次健康日本21旭川計画の策定について、御報告をいたします。資料につきましては、A4両面1枚をお配りしておりますので、御覧ください。

健康日本21旭川計画につきましては、健康を基盤とした生活の質の向上を目指し、健康づくりに関する取組を推進してまいりましたが、今年度、現計画の計画期間の最終年度となっておりますことから、昨年度実施いたしました第2次健康日本21旭川計画総合評価の結果、及び、国から新たに示されました国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を踏まえ、今般、第3次健康日本21旭川計画を策定いたします。

第3次計画の基本理念としては、誰もが健やかに生き生きと暮らし幸せを感じることができるまちとし、本年6月に策定いたしました。健幸づくりに関するアクションプランであるスマートウェルネスあさひかわプランとの整合性を図ります。計画の目標については、前計画に引き続き、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命の延伸を目指してまいります。計画期間につきましては、健康づくりと関連が深い医療や介護等と連携しながら施策を効果的に進めていくため、計画の見直し時期を一致させることとし、令和6年度から令和17年度までの12年間を予定しております。

施策の体系でございますが、国の方針等を踏まえ、市民一人一人の健康の実現を基本方針とし、重点テーマとしては、第2次計画での課題を踏まえ、健康づくりに係る情報発信の強化と、若い世代・働き世代の健康意識の向上の2点について、各分野において重点的に取り組んでまいります。また、基本施策、領域、分野については、基本施策1の個人の行動と健康状態の改善の下に、2つの領域、生活習慣の改善として6分野、生活習慣病の発症・重症化予防としての2分野に分け、分野ごとに目標を設定し、取組を進めます。また、基本施策2では、健康づくりのための環境の整備に取り組むことといたします。

資料の裏面を御覧ください。計画書の構成（案）ではございますが、資料にお示ししてありますとおり章立てをし、記述をしてまいります。また、策定スケジュールでございますが、今後、策定作業を進め、12月から1月には計画案に対して意見提出手続を実施し、その後、附属機関である保健所運営協議会からの答申を受け、来年の3月末には計画を策定する予定でございますが、適時、また本常任委員会で報告をさせていただきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、その他の委員会行政視察結果の共有についてを議題といたします。

令和3年3月22日の議会運営委員会において、常任委員会の行政視察については、正副委員長班それぞれの視察結果を共有することが確認されており、本委員会といたしましては委員会散会后に報告会を実施することといたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋紀博委員長 そのように扱わせていただきます。

なお、開催時期など報告会の詳細につきましては、正副委員長に一任願うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋紀博委員長 またあわせて、報告の仕方なんですけども、それぞれの班の代表から報告をして、それを聞くような形でちょっと考えていますけども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋紀博委員長 そのように扱わせていただき、詳細につきましては決まり次第お知らせさせていただきます。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋紀博委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時11分